

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日には、  
東伯郡東伯町大字逢東字浜田二の八、二の一〇、字東大深田四七の一、四七の二、  
四九の三、大字徳万字下新畑四一二、四一六の一から四一六の三まで、字添水谷四三  
一の二、四三一の三、四三一の四五)

## 目 次

- ◇告 示 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての  
適否の決定（水産課）
- 公共測量の終了（管理課）
- 県道の区域の変更（道路課）
- 県道の供用の開始（〃）
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（二一件）（港湾課）
- ◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇正 賦 平成十年四月二十一日付鳥取県告示第三百七号中訂正

## 告 示

**鳥取県告示第七百九十八号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢東字浜田二の八、二の一〇、字東大深田四七の一、四七の二、  
四九の三、大字徳万字下新畑四一二、四一六の一から四一六の三まで、字添水谷四三  
一の二、四三一の三、四三一の四五

### 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第七百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第六項において準用する同法第百五条の二第二項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後漁業協同組合	沖合底びき網漁業
網代港漁業協同組合	沖合底びき網漁業及びいらつけ漁業

**鳥取県告示第八百号**

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（都市計画図作成）  
 二 作業地域 八頭郡郡家町の全域  
 三 終了年月日 平成十年十一月三十日

**鳥取県告示第八百一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成十年十二月十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前	区間	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
奥谷正蓮寺	鳥取市岩倉字上樋掛四五三一五地先	西 尾 邑 次	七・三	一、六六〇・〇
奥谷正蓮寺	から同市桜谷字上土居八一一三地先まで	西 尾 邑 次	三一・〇	七・三
奥谷正蓮寺	鳥取市岩倉字上樋掛四五三一五地先	西 尾 邑 次	七・三	一、八〇〇・〇

**鳥取県告示第八百二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成十年十二月十八日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	供用開始の期日
奥谷正蓮寺	岩美郡国府町新通り三丁目三〇一地先から鳥取市東今在家字下中瀬二三一一六地先まで	平成十年十二月十九日

**鳥取県告示第八百三号**

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次とおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年十二月十八日

岩美郡国府町分上二丁目二五四地先から鳥取市桜谷字上土居八一一三地先まで	二二一・〇
鳥取市岩倉字上樋掛四五三一五地先から同市桜谷字上土居八一一三地先まで	三五・〇

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県  
鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取市東町一丁目二三一〇

## 二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成四年十一月二日 鳥取県指令受港第三十五号

## 三 しゅん功認可の年月日

平成十年十一月三十日

## 四 埋立区域

## (一) 位置

東伯郡赤崎町大字赤崎字菊港一〇二七、字塩浜筋一〇二八、字西三軒屋一六〇八、  
 一六一六、一六一九、一六二〇、一六二三から一六二五まで、一六二八、一六三一、  
 一六三二次一、一六三三一一、一六三五、一六三六一一、一六四〇、一六四〇一一、  
 一六四一、一六四一一及び一六四四、字東三軒屋一六四五、一六四六、一六五〇  
 から一六五四まで、一六五七、一六五八次一、一六六一次一、一六六二、一六六五、  
 一六六六、一六六六一一、一六六九一一、一六七〇一一、一六七一一一、一六七四  
 一一、一六七九、一六八三一一）合併、一六八七一一、一六八七一五及び一〇四三  
 並びに字松ヶ谷二〇二九及び二〇二九次一に接する国有地の地先公有水面

## (二) 区域

次の①の地点から②の地点まで順次に直線で結んだ線及び②の地点と①の地点と  
 を直線で結んだ線により囲まれた区域

## 五

関係図書の閲覧場所

赤崎町役場

## (三)

## 面積

一四、七〇四・二三平方メートル

①の地点 赤崎港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒東経一三三度三九分四  
 四秒）から二四〇度一七分一三秒、三六四・四五メートルの地点  
 ②の地点 ①の地点から二四七度三一分四九秒、六六・〇一メートルの地点  
 ③の地点 ②の地点から二六一度三五分五二秒、一五・八二メートルの地点  
 ④の地点 ③の地点から三三五度三〇分一九秒、一七・五五メートルの地点  
 ⑤の地点 ④の地点から三三七度一分五一秒、一七・一九メートルの地点  
 ⑥の地点 ⑤の地点から三一四度四六分二九秒、八・一〇メートルの地点  
 ⑦の地点 ⑥の地点から三〇九度四五分五六秒、一一・七一メートルの地点  
 ⑧の地点 ⑦の地点から三〇四度〇七分〇六秒、七・三八メートルの地点  
 ⑨の地点 ⑧の地点から三〇二度二七分五三秒、一二八・二九メートルの地点  
 ⑩の地点 ⑨の地点から二九六度一五分五二秒、九八・七四メートルの地点  
 ⑪の地点 ⑩の地点から二九六度一〇分四五秒、二四・八一メートルの地点  
 ⑫の地点 ⑪の地点から二九五度三〇分二一秒、二二・三三メートルの地点  
 ⑬の地点 ⑫の地点から二七六度一分五〇秒、六・三七メートルの地点  
 ⑭の地点 ⑬の地点から二六一度二七分二八秒、四八・八〇メートルの地点  
 ⑮の地点 ⑭の地点から二八六度一五分〇六秒、四二・九六メートルの地点  
 ⑯の地点 ⑮の地点から三一六度〇六分四九秒、四九・八九メートルの地点  
 ⑰の地点 ⑯の地点から八一度二〇分四〇秒、五一・四九メートルの地点  
 ⑱の地点 ⑰の地点から九三度四八分二七秒、三・五五メートルの地点  
 ⑲の地点 ⑱の地点から一〇四度四七分一秒、三五・九五メートルの地点  
 ⑳の地点 ⑲の地点から一一三度〇五分三六秒、三・〇七メートルの地点  
 ㉑の地点 ㉐の地点から一九度五一分三二秒、三四一・四八メートルの地点  
 ㉒の地点 ㉑の地点から一一九度五一分三二秒、三四一・四八メートルの地点

**鳥取県告示第八百四号**

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県  
鳥取県知事 西尾 邑次  
鳥取市東町一丁目二三〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成五年八月十七日 鳥取県指令受港第九号

三 しゅん功認可の年月日

平成十年十一月三十日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡中山町岡字濱八〇から八二まで並びに塩津字西浪入五五〇一一から五五〇一

三まで、五五一一から五五一一三まで及び一二六一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑫の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 逢坂港東防波堤灯標（北緯三五度三分三九秒、東経一二三度三三分

五九秒）から一五九度一九分一六秒、一七一・五七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五四度一五分〇七秒、一九・七六メートルの地点

③の地点 ②の地点から六四度〇六分一秒、六〇・一三メートルの地点

④の地点 ③の地点から一五四度〇一分三一秒、八・九〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二三二七度二四分二三秒、二六・一〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一三三度五三分五八秒、二五・四〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二四七度三三分〇九秒、二五・〇四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二五八度四〇分四〇秒、二五・八三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二七一度一四分一〇秒、二九・七三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三三四度一三分〇七秒、二二・二四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から六四度一九分二五秒、七・九三メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一五四度一九分三〇秒、三・三四メートルの地点

(三) 面積

三、一八四・七六平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

中山町役場

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号**

平成十年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、千八百九十七であるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

平成十年十二月十八日

鳥取県選舉管理委員会委員長 野 口 欣 悅

正 誤

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第二十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年十二月十八日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

端

平成十年四月二十一日付鳥取県告示第三百七号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 四

段 下

行 五

誤字小谷下モヒラ四一八の二  
正字小谷下モヒラ四一八の二（以上二十五筆国有林）

一日時 平成十年十二月二十一日（月）午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

## 三 議題

- 1 現業職員の給与に関する覚書の締結について
- 2 その他